

維持管理要領書

家庭用小型浄化槽

フジクリーンCE型

- この度は、家庭用小型浄化槽フジクリーン CE 型をお買いあげいただき、誠にありがとうございました。
- この「維持管理要領書」をよくお読みになり、正しい維持管理を行ってください。
- この「維持管理要領書」は、維持管理契約を結ばれました専門業者の方にお渡してください。

目 次

1. 安全のために必ずお守りください	p 1
2. 維持管理および法定検査について	p 4
3. 構造と機能	p 5
4. 保守点検のポイントと手順	p 6
5. 保守点検について	p 7
6. 清掃について	p 22
7. アフターサービスについて	p 26
<参考> 保守点検記録表	p 27
清掃のチェックリスト	p 29
構造図・仕様表	p 30



注意

維持管理要領書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽の維持管理を行う前に注意深くお読みになり、よく理解してください。



美しい水を守る

フジクリーン 工業株式会社



フジクリーン

1. 安全のために必ずお守りください

<シンボルマークの説明>

ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を然に防止するためのものです。また、注意事項は、危害や損害の大きさと切迫の度合いを明らかにするために、誤った取り扱いをすると生ずることが想定される内容を「警告」「注意」の2つに区分していますしかし「注意」の欄に記載した内容でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

本書では、以下に示すシンボルマークを使っています。

 警告 取扱を誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定されます。	 注意 取扱を誤った場合に使用者が傷害を負う危険および物的損害*の発生が想定されます。
---	---

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

弊社製品を正しく、安全にご使用いただくために次の項目を必ずご読の上、十分にご注意ください。

1-1. 一般的留意事項

1) コンセントなどによる火災事故防止

電源プラグは、ほこりなどが付着していないか確認し、がたつきの有無についても確認してください。ほこりなどが付着したり、接続が不完全な場合には、漏電および感電や火災の生じるおそれがあります。

2) 作業終了後、次の事項を確認してください。

- (1) マンホール・点検口などの蓋の閉め忘れはないか。(施錠の確認も行ってください)
- (2) プロウの電源は入れたか。プラグの警報ランプを手前にしてさし込んでいるか。
- (3) プロウの近く(約50cm以内)に物を置いていないか。

3) 保守点検の技術上の基準、清掃の技術上の基準などの諸法令を確実に守って維持管理を行ってください。

1-2. 維持管理に関する注意事項(維持管理会社の方へ)



警告

1) 消毒剤による発火・爆発、有害ガス事故防止

- 消毒剤は強力な酸化剤です。

消毒剤には、無機系の塩素剤と有機系の塩素剤の二種類があります。

これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。

留意：有機(イソシアヌル酸)系の塩素剤には、商品名：ハイライト、ボンシロール、メルサン、マスター、パースリッチなどがあります。

無機系の塩素剤には、商品名：ハイクロン、トヨクロン、南海クリヤーなどがあります。

- 消毒剤の取扱に際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネなどの保護具を必ず着用してください。

- 消毒剤を廃棄する場合は、販売店などにお問い合わせください。

発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はゴミ箱やゴミ捨て場に絶対に捨てないでください。

留意：消毒剤の取扱上の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますので、お読みください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有害ガスの生ずるおそれがあります。



警告

2) 作業中の酸欠などの事故防止

- 槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは必ず強制換気をしてください。

これらの注意を怠ると、人身事故(死亡事故)のおそれがあります。



警告

3) 感電・発火・巻き込まれ事故防止

- ブロワ・制御盤の近く(50cm以内)には、ものを置かないでください。

- 電源コードの上には、ものを置かないでください。

- 電源プラグは、ほこりが付着しやすいので、1年に1回以上は清掃してください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

- ブロワの点検後は、はずしたカバーを必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、巻き込まれ事故のおそれがあります。



注意

4) 転落事故防止

- 作業終了後、マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。

- マンホール・点検口の蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

- 点検時にはマンホール枠内の異物(砂・小石など)を取り除いてください。

これらの注意を怠ると、転落事故(傷害)のおそれがあります。

1-3. その他の注意事項

- 1) 使用開始時に次のことを確かめてください。
 - (1) 浄化槽の設置工事が適正になされているか。
 - (2) 浄化槽の内部に正常な水位まで水が張ってあるか。
 - (3) 散気装置から正常に空気が出るか。
 - (4) 消毒剤が薬剤筒に入っているか。(袋に入っている場合は出してください)

- 2) 浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。
これを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、
このために金属類を腐食するおそれがあります。

- 3) 早期に立ち上げを行う為、シーディングを行ってください。
(p14 参照)

- 4) プロフは本体損傷を防止する為に、定期的エアフィルターを清掃または交換してください。ダイヤフラムについても定期的に交換する必要があります。

2. 維持管理および法定検査について

2-1. 保守点検

保守点検とは「浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、施設全体の運転状況、放流水の水質等を調べ異常や故障を早期に発見し予防的処置を講ずる作業です。

保守点検は、環境省令で定める「保守点検の技術上の基準」および「小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」にしたがって行わなければなりません。（浄化槽法第8条、第10条）

項 目	時期および頻度
保 守 点 検	浄化槽の使用開始直前に実施 開始後は、4カ月に1回以上実施

○ 2-2. 清 掃

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」をいい、浄化槽の使用に伴い必ず発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び機器等を清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。

清掃は、環境省令で定める「清掃の技術上の基準」および「小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」にしたがって行わなければなりません。（浄化槽法第9条、第10条）

項 目	時期および頻度
清 掃	1年に1回以上実施

2-3. 法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、都道府県の指定する指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが義務づけられており、第1回目の検査は通常「7条検査」といわれ、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に行うことになっております。（浄化槽法第7条）

2回目以降の検査は通常「11条検査」といわれ、その後毎年1回行うことになっております。（浄化槽法第11条）

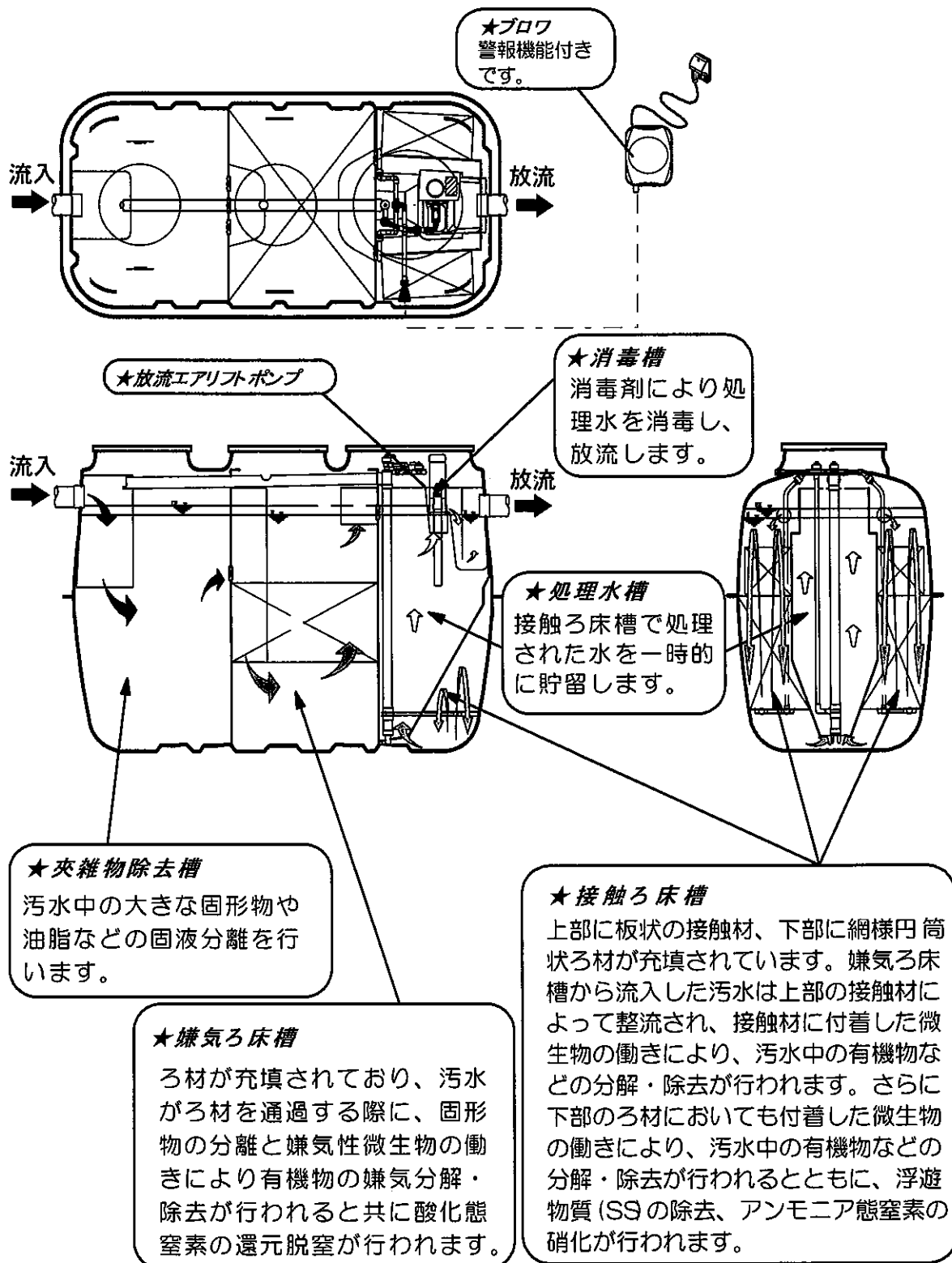
項 目	時期および頻度
法定検査	7条検査 使用開始後、3カ月を経過した日から 5カ月以内の間に実施
	11条検査 毎年1回 実施

3. 構造と機能

処理方式：接触ろ床方式

処理性能：放流水のBOD=20mg/L以下、T-N=20mg/L以下、SS=20mg/L以下

(全て日間平均値)



4. 保守点検のポイントと手順

フジクリーンCE型は、接触ろ床方式を採用しており、通常の接触ばっ気方式の浄化槽とは異なる点があります。以下に保守点検時の手順と重要ポイントを記します。特に問題がなければこの手順に従って保守点検作業を実施してください。

1) 浄化槽の設置状況を確認する。(p7)

2) 夾雑物除去槽、嫌気ろ床槽の保守点検作業(p15)を行う。

嫌気ろ床上部に堆積汚泥が堆積している場合、手順5)の逆洗作業時に短絡の有無を確認してください。

短絡がある場合には、ガス抜き作業を行ってください。

※ガス抜き作業に関しては、p21を参照してください。

3) 循環水量の測定(p10)を行う。(調整はp9)で行う)

4) 接触ろ床槽の散気状況と移流状況の確認

移流開口は2箇所ありますので、均等に移流しているか確認を行ってください。均等でない場合、散気状態に偏りがあると考えられますので、散気バルブで調整してください。

接触ろ床槽の散気装置は2系列になっています。散気状態に著しい偏りがある場合には、散気バルブで調整してください。

※散気バルブの設定に関しては、p9を参照してください。

5) 逆洗および汚泥移送の方法

接触ろ床槽の接触材、ろ材に付着した生物膜が肥大しすぎると処理状態が悪化します。点検毎に必ず接触材、ろ材の逆洗と汚泥移送を行ってください。

※逆洗および汚泥移送の方法に関しては、p11を参照してください。

6) 放流エアリフトポンプの点検

放流バルブは調整する必要はありませんが、バルブ閉塞防止のため点検毎に何度か全閉、全開を繰り返す、最後に35～45%に設定してください。

※放流エアリフトポンプに関しては、p13を参照してください。

7) 循環水量の設定

接触ろ床槽から夾雑物除去槽への循環水量は、流入水量(Q)の2～4倍(2Q～4Q)を基本としています。循環水量が過少・過剰であると、ピーク流入時に処理水槽でのSSの流出等のトラブルが発生しますので、循環水量が過少・過剰にならないように設定してください。

※循環水量の設定に関しては、p9を参照してください。

・注意:循環水量は、必ず循環管の出口で測定してください。

8) 消毒剤残量の確認、溶解量の調整(p14、p18)

9) 運転状況の最終確認、マンホールのロック

5. 保守点検について

5-1. 使用開始前の点検確認と調整

通常の保守点検を行う前に、使用開始直前に浄化槽の製造、施工、内部作動装置の機能等を点検確認することは、浄化槽の正常な運転のためにも、また保守点検・清掃作業に支障を生じさせないためにも極めて重要です。

1) 浄化槽の設置状況の確認

(1) 実施設と届出書類の照合

設置された浄化槽と届出された浄化槽が同一であることを申請書類等で照合確認してください。

(2) 浄化槽周辺状況の確認

- ① 本体、プロワ等が設置されている場所を観察し、保守点検及び清掃作業に支障がないかを確認してください。
- ② 浄化槽のマンホール等より雨水の流入のおそれがないかを確認してください。
- ③ 浄化槽上部の利用状況について観察してください。特に上部が駐車場になっている場合は車輛用仕様になっているか設計図書等で確認してください。
- ④ 住宅の場合、風呂排水、台所排水が接続されていることを確認してください。また、雨水配管が接続されていないことを確認してください。

(3) 浄化槽内部の確認

- ① マンホール蓋を開け、保守点検・清掃作業が容易かつ安全に行えるかを確認してください。
- ② 槽が水平に施工されているか確認し、各槽の水位関係、流入管底、放流管底等が正常であることを確認してください。
- ③ 目視により槽内壁、仕切板、各配管、その他の内部設備に破損等がないかを確認してください。
- ④ 配管途中に空気もれがないかを確認してください。

2) 浄化槽各部の調整

各部の調整は「4. 保守点検の手順とポイント」(p6)参照を実施してください。

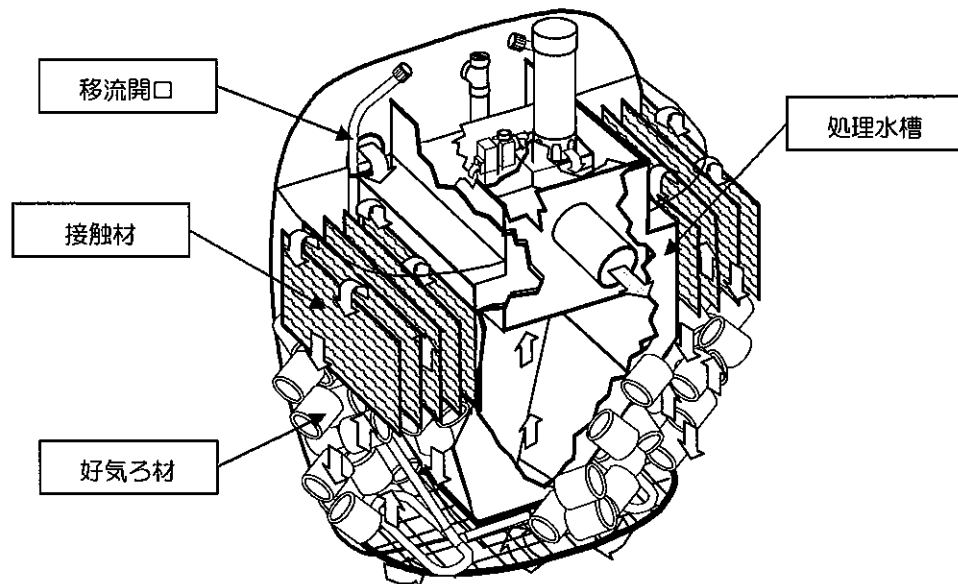
その他の項目については、「保守点検記録表」(p27) および「保守点検箇所」(p28)を参考にしてください。

5-2. 各作動装置の機能と確認

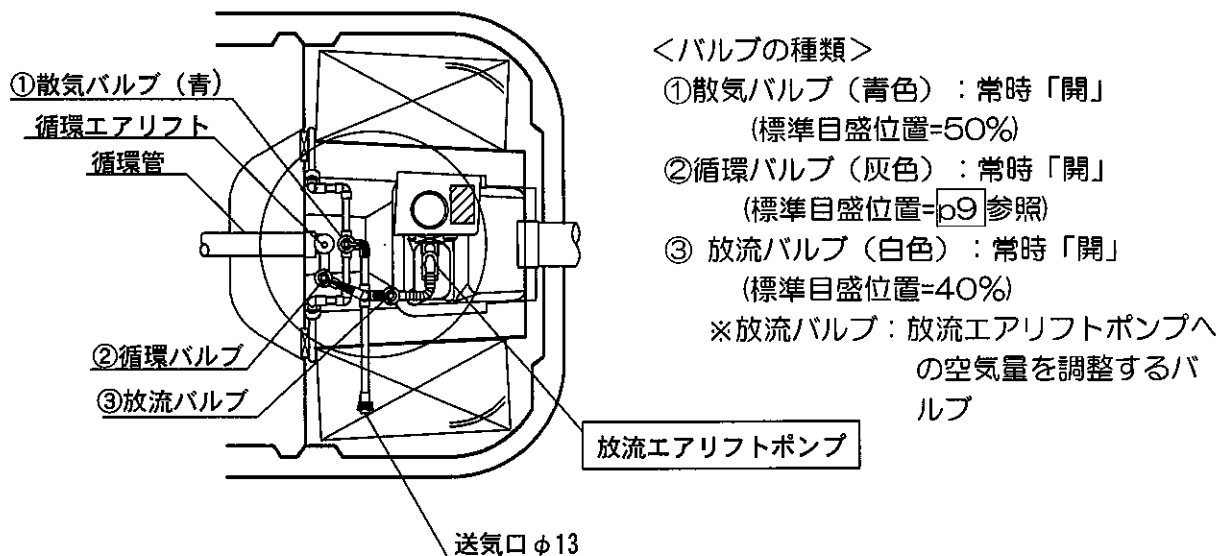
1) 接触ろ床槽

(1) 接触ろ床槽の機能

接触ろ床槽には、上部に板状の接触材、下部に網様円筒状のろ材が充填されています。嫌気ろ床槽から流入した汚水は上部の接触材によって整流され、接触材に付着した微生物の働きにより、汚水中の有機物などの分解・除去が行われます。さらに下部のろ材においてもろ材に付着した微生物の働きにより、汚水中の有機物などの分解・除去が行われるとともにSSの捕捉が行われます。また、処理水槽底部に堆積したSSは、循環エアリフトポンプによって夾雑物除去槽へ常時移送(循環)されます。(循環水量の設定に関してはp9を参照してください。)



(2) 空気配管



- 空気配管は、散気管、循環エアリフトポンプ、放流エアリフトポンプに分かれています。
- 空気配管中の各々のバルブには「散気用」、「循環用」、「放流用」のラベルが貼付されています。また、バルブの操作方法は消毒槽の上部にラベルで示してあります。

① 散気バルブの設定・調整

散気管は、散気バルブにて2系列に分配されています。接触ろ床槽の散気が均等に行われているか目視で確認し、もし不均等な場合は均等になるように調整してください。その場合、散気バルブのバルブコックを散気の弱い方へ回転させながら調整します。

(3) 循環エアリフトポンプ

① 循環水量の設定

保守点検開始時は、夾雑物除去槽への循環水量を設計流入水量（Q）の約2～4倍となるように循環バルブを調整し、設定してください。各人槽別の循環水量はおおむね下表のとおりです。また、保守点検毎に平均流入水量を水道メーター等から算出し、戸別に実流入水量の2～4倍となるように循環水量の調整を行ってください。井戸水使用などで流入水量が算出できない場合には、下表の人槽を実使用人員に置き換えて、対応する循環水量にて調整を行ってください。

- ・注意: 流入水量に対して循環水量が多すぎると夾雑物除去槽の沈殿汚泥を攪拌し、嫌気ろ床槽へのSSの流出がおこる危険性があります。また嫌気ろ床槽の嫌気状態が保てなくなり、悪臭の発生など正常な処理機能に支障を生ずることがありますので十分注意してください。
- ・注意: 流入負荷が設計値より著しく高い場合、処理水槽底部に堆積汚泥が無いにもかかわらず、接触ろ床槽のDOが1.0 mg/L未滿となることがあります。この場合、散気風量の不足が考えられますので、散気風量を増やすことでDOが正常値に戻ることがあります。

循環バルブの操作方法

- ・水位がL.W.L.であることを確認してください。※
- ・下表を参考にバルブ目盛りを調整してください。
- ・循環水量は、必ず循環管出口で実測してください。

【標準的な循環水量の目安】

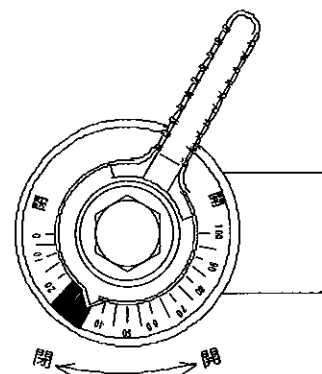
人槽（人）	5	7	10
循環水量(L/分)	1.4～2.8	1.9～3.9	2.8～5.6
バルブ目盛参考値(%)	30～35	25～30	25～30

※フジクリーン CE 型は水位がL.W.L.より最大50mm上昇します(p13参照)。水位が高くなっていると循環水量が通常よりも大幅に増加します。正しい測定を行うために、必ずL.W.L.であることを確認して循環水量を測定してください。L.W.L.でないときはL.W.L.になるのを待つか、放流バルブを強制的に70～80%にして放流水量を増やして、L.W.L.にしてから測定を行ってください。放流エアリフトポンプが揚水していなければL.W.L.です。

強制的に放流水量を増やした場合、測定前に放流バルブを35～45%に必ず戻してください。

② 循環バルブの設定

循環バルブを回して空気量を調整し、各人槽に対応する循環水量に合わせてください。

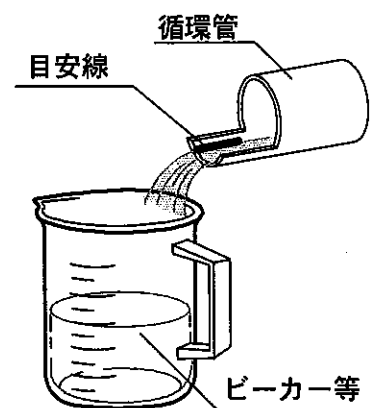


③ 循環水量の測定

流入がなく、L.W.L.になっていることを確認してください。水位が高い場合は少し時間をおいて、L.W.L.になってから循環水量を測定してください。循環水量は、前述のバルブの調整である程度確認できますが、夾雑物除去槽にある循環管の出口で必ず実測してください。

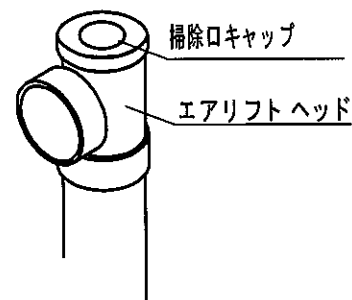
循環水量の調整の目安としては、管内水位を循環管の目安線と切り欠きの間に入るように調整してください。

前回点検時より循環水量が極端に増加している場合は、散気管の目詰まりが考えられます。p12の散気管の洗浄方法に従って洗浄を行ってください。



④ 循環エアリフトポンプの点検

循環エアリフトヘッドには、掃除口がついています。エアリフトポンプの揚水量が少なくなっている場合は、生物膜の付着等により循環水量に影響が出ていると考えられるため、掃除口キャップを取り外し、水道ホースで水を入れながらブラシ等を挿入して付着物をこすり落としてください。

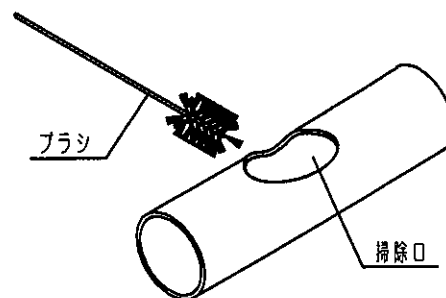


⑤ 循環バルブの点検

循環水量が極端に減少している場合はバルブの詰まりが考えられます。何度か全開、全閉を繰り返して詰まりを解消してください。

⑥ 循環管の点検

循環管には掃除口が設けてあります。生物膜や汚泥が多量に付着している場合は水道ホースで水を入れながら掃除口にブラシを挿入して付着物をこすり落としてください。



(4) 逆洗及び汚泥移送の方法

① 逆洗及び汚泥移送

接触ろ床槽の接触材、ろ材は生物膜が肥大しすぎると処理状態が悪化したり、ろ床の一部閉塞が起こる可能性があります。



注意

点検時には必ず接触材、ろ材の逆洗と汚泥移送を行ってください。

汚泥移送、逆洗を行わない、又は十分でないと生物膜量が適正に保たれないため処理に重大な支障が生じます。

② 操作の方法

逆洗及び汚泥移送は次の手順で行ってください。

1. 汚泥移送作業

1) 放流エアリフトの停止。→放流バルブ(白)=0% (閉)

2) 底部汚泥の移送。→循環バルブ(灰)=70~80% (目安: 1分程度)

※返送汚泥の濃度が接触ろ床槽の槽内水と同程度になるまで、底部汚泥を移送してください。

3) 循環バルブ(灰)を元に戻し、逆洗を行ってください。

2. 逆洗作業(1)

1) 散気バルブ(青)の目盛りをAまたはBの100%に合わせて、片側1分間ずつ逆洗してください

※CE型は散気管と逆洗管を兼用しています。逆洗時には2系列としている散気管の片側に全てのエアを送るようにしてください。

2) 両側の逆洗を行った後、散気バルブ(青)を元に戻してください。

3) 剥離汚泥の移送。→循環バルブ(灰)=70~80% (目安: 1分程度)

3. 逆洗作業(2)

1) 上記2. 逆洗作業(1)を数回繰り返して行ってください。

注) 剥離汚泥移送時の接触ろ床槽流入水SSが明らかに移送水SSよりも高いと思われる場合は、移送を中止してください。

4. 終了作業

1) 循環バルブ(灰)、放流バルブ(白)を逆洗前の状態に戻してください。

2) 散気が正常に行われていることを確認してください。

3) 循環水量を調整してください。

4) 逆洗作業終了後に嫌気ろ床のガス抜きを必ず行ってください。(p20参照)

2) 散気管の洗浄方法

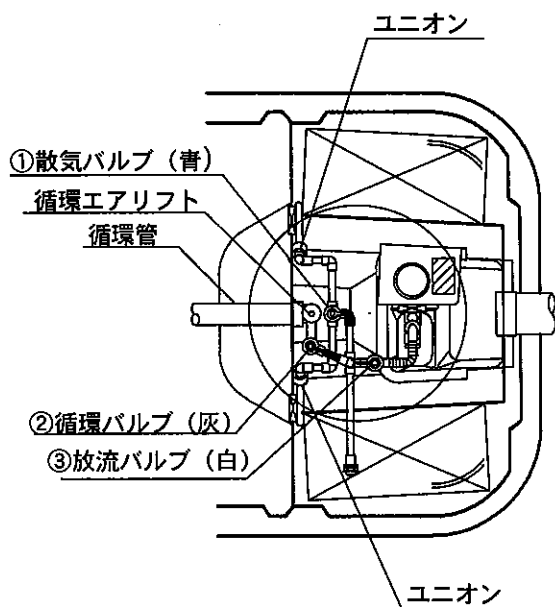
以下のような現象が見られる場合、散気管の目詰まりが考えられますので、空気洗浄、圧力水洗浄または器具（パイプクリーナー）洗浄を実施してください。

- I) バルブの調整をしても、散気の偏りが解消できない。水面全体から気泡がでていない。
- II) 循環バルブの目盛りが前回点検時と同じにもかかわらず、循環水量が大幅に増えている。

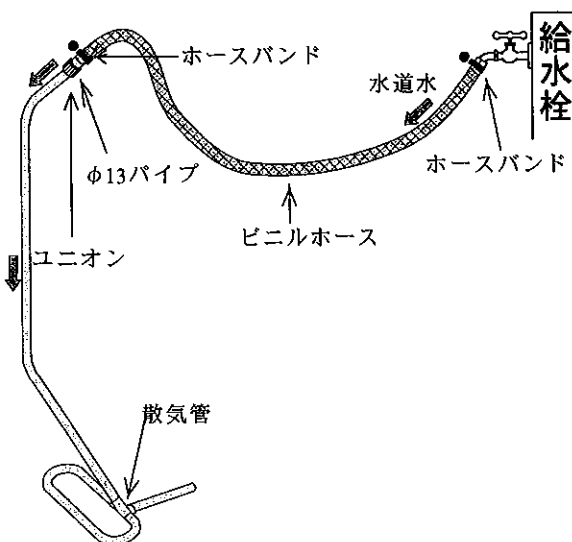
<洗浄の手順>

【圧力水洗浄の手順】

- (1) 循環バルブ(②灰色)、放流バルブ(③白色)を閉じてください。
- (2) プロウの運転を停止してください。
- (3) 散気管と送気配管を継いでいるユニオンを緩めて、散気管と送気配管をはずしてください。
- (4) 給水栓の蛇口をビニルホースなどにて接続し、ホースの先端にパイプを取り付ける。(ホースバンドなどでしっかり締め付ける)先端に付けたパイプを散気管のユニオンに差し込み、締めてください。
- (5) 給水栓を開けて散気管に水道水を流してください。
- (6) 散気管1系列ごとに水洗浄を行ってください。
- (7) 給水栓を閉じてから、配管を作業前の状態に戻し、プロウの運転を再開してください。
- (8) 各バルブの再設定を行ってください。(p8参照)



<槽内配管図>



<散気管洗浄方法（圧力水洗浄）の概要図>



注意

作業終了後は必ずプロウを運転し、配管に空気を通してください。気温が著しく低下し、地面が凍結している状況下では圧力水洗浄作業は行わないでください。

これらの注意を怠ると、器物破損の生ずるおそれがあります。

【器具（パイプクリーナー）洗浄の手順】

- (1) 循環バルブ(②灰色)、放流バルブ(③白色)を閉じてください。(2) プロワの運転を停止してください。
- (3) 散気管と送気配管を継いでいるユニオンを緩めて、散気管と送気配管をはずしてください。
- (4) 散気管に器具（パイプクリーナー）を挿入し、洗浄してください。

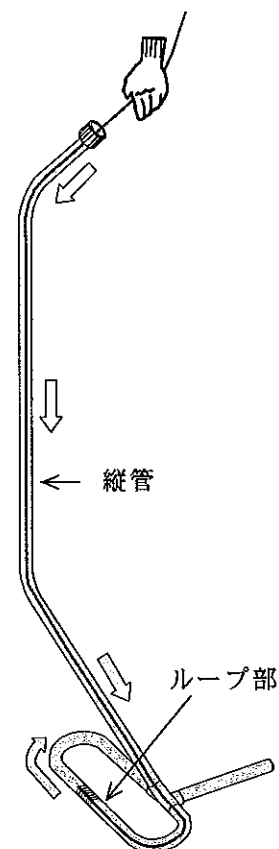
【参考】商品名：クリンナップボーイ
 ブラシ付パイプクリーナー（3m）
 定 価：1,480円



※差し込み長さは下表を参考にしてください。ループ間を洗浄できるように印を付けてお使い下さい。

差し込み長さ	5人	7人	10人
縦管距離 (mm)	1,400	1,500	1,700
ループ距離 (mm)	950	950	1,000

- (5) 給水栓を閉じてから、配管を作業前の状態に戻し、プロワの運転を再開してください。
- (6) 各バルブの再設定を行ってください。 (p8参照)



<器具洗浄方法概要図>

3) 放流エアリフトポンプ

フジクリーン CE 型には、放流エアリフトポンプが取り付けられています。水位が50mm上昇するまで処理水槽の水は放流エアリフトポンプによって薬剤筒を経て消毒槽に移送され、放流されます。

(1) 放流エアリフトポンプの点検

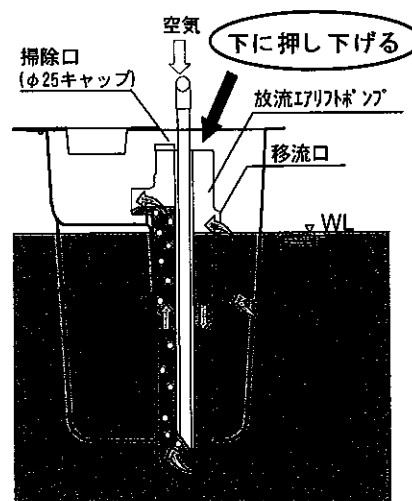
放流エアリフトポンプから揚水しているか確認してください。また、LWL 時に確認する場合は右図に示す放流エアリフトポンプを矢印の方向に押し下げることで移流口からエアリフトポンプ内に処理水が入り、揚水を確認することができます。（または、ジョッキピーカー等より直接放流エアリフトポンプに注水します。）

(2) 放流バルブの設定

放流エアリフトポンプには空気量を調整する放流バルブが取り付けられています。放流バルブは出荷時には40%に設定しており、調整する必要はありませんが、LWL になっていない時に揚水していない場合はバルブにて調整してください。

(3) 放流バルブの点検

放流バルブは調整する必要はありませんが、バルブ閉塞防止のため点検毎に必ず、何度か全閉、全開を繰り返し、最後に 35~45%に設定してください。



(4) 放流エアリフトポンプの掃除方法

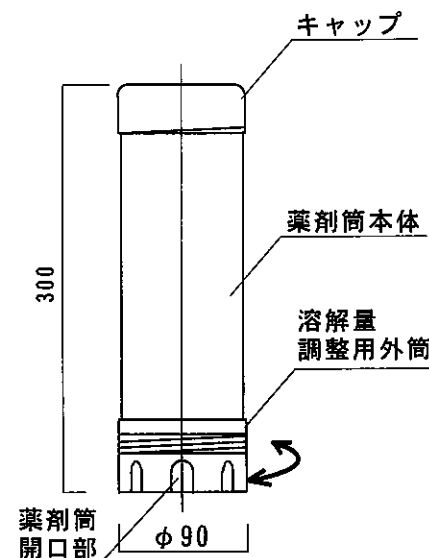
流入が無いにもかかわらず槽内水位がL.W.L.になっていない。または明らかに揚水量が減っている場合は、生物膜の付着等により放流水量に影響が出ていると考えられます。下記の手順で掃除を行ってください。

- ①放流エアリフトポンプの掃除口キャップ（φ25）を外してください。
- ②ブラシ等を挿入して付着物をこすり落としてください。

4) 消毒剤溶解量の調整方法

消毒剤の溶解量を調整するために、消毒剤と処理水の接触面積を変化させることが可能な薬剤筒を採用しています。薬剤筒本体の高さが調整でき、さらに薬剤筒開口部の開口度が微調整できます。以下のように調整してください。

- (1) 点検時毎に消毒槽内の残留塩素濃度の測定および消毒剤の溶解状況を調査します。
- (2) 残留塩素濃度から判断して、溶解量が多すぎると推定される場合は、薬剤筒本体の高さを高く開口部を狭く調整します。
- (3) 残留塩素濃度から判断して、溶解量が少なすぎると推定される場合は、薬剤筒本体の高さを低く開口部を広く調整してください。



<薬剤筒概要図>

5-3. シーディング

生物処理では使用開始から機能が安定するまでにある程度の期間を要します。フジクリーンCE型では早期に所期の機能を発揮するように嫌気ろ床槽内に固形シーディング剤を投入して出荷しています。使用状況により、追加でシーディングを行う場合、シーディングを行う箇所と種汚泥の種類と量の目安は以下の通りです。

投入箇所	嫌気ろ床槽	接触ろ床槽
種汚泥の種類	①し尿処理場の消化汚泥、または汚泥貯留槽の汚泥 ②浄化槽のばっ気槽、または接触ばっ気槽の汚泥	①浄化槽のばっ気槽、または接触ばっ気槽の汚泥 ②市販のシーディング剤
添加濃度の目安	槽内の汚泥濃度が200～500 mg/L になる程度 例えば、SS 6000mg/L 程度の汚泥であれば、投入量は 5人槽では、40L～80L 程度 10人槽では、70L～170L 程度	槽内の汚泥濃度が100～200 mg/L になる程度 例えば、SS 3000mg/L 程度の汚泥であれば、投入量は 5人槽では、10～20L 程度 10人槽では、20～30L 程度
投入時期	使用開始直前と開始後	

上記の他に市販シーディング剤を使用することもできます。その場合は各シーディング剤の使用方法にしたがってください。

5-4. 点検の目安と保守作業

各槽での点検項目と正常な状態での目安及び異常時の保守作業は以下の通りです。

1) 夾雑物除去槽

点検項目	点検方法	異常な状態	保守点検作業 <small>参照頁</small>
①流入部の点検	目視	・閉塞している。	・異物を除去する。
②臭気	嗅覚	・マンホール蓋を閉じた状態で著しい臭気がある。	・臭気対策をする。 <small>p19</small>
③スカムの状況	目視および透明管の差し込み	・スカムが流入バップルを乗り越えている。またはその形跡が認められる。	・堆積汚泥に余裕がある場合(30cm以下)はスカムを破碎する。 ・嫌気ろ床槽の汚泥貯留能力が限界に達しているときは、清掃する。 <small>p22</small>
④堆積汚泥の状況	目視および透明管の差し込み	・移流開口下端付近まで堆積している。 【底部～移流開口下端寸法】 CE-5=89cm、CE-7=94cm、CE-10=110cm	・嫌気ろ床槽の汚泥の蓄積状況を透明管などで調べ、清掃が必要かどうか判断する。必要な場合は清掃する。 <small>p22</small>
⑤蚊や蠅の発生状況	目視	・著しく発生している。	・プレート式殺虫剤やスプレー式殺虫剤で駆除する。
⑥異物の流入	目視	・衛生用品や紙おむつなどが存在する。	・使用者に異物を流さないように注意する。
⑦油脂の流入	目視	・油脂が多量に浮いている。または槽壁に付着している。	・使用者に油脂類を大量に流していないか確認し、改善を促す。

2) 嫌気ろ床槽

点検項目	点検方法	異常な状態	保守点検作業 <small>参照頁</small>
①スカムの状況	目視および透明管の差し込み	・多量のスカムがある。スカムが水面上 10cm 以上の場合は清掃が必要。	・スカム、汚泥を夾雑物除去槽へ移送する。
②堆積汚泥の状況	目視および透明管の差し込み	・多量の汚泥が堆積。汚泥が底部より 40cm 以上かつろ床上部にも大量に堆積の場合マンホール蓋を閉じた状態で著しい臭気がある。	・夾雑物除去槽の汚泥能力が限界に達しているときは、清掃する。 <small>p22</small>
③ろ床の閉塞 (水位の異常上昇)	目視および透明管の差し込み	・ろ床内の水位が清掃孔内水位よりも低い。	・嫌気ろ床槽のろ材、またはろ材架台の閉塞が考えられる。 →ろ床を突き、ガス抜きを行う。
④短絡	目視※	・ろ材上部に堆積した汚泥に短絡部(穴)がある。	→閉塞の解消 <small>p20</small>

※逆洗の剥離汚泥移送時に確認する。

3) 接触ろ床槽

点検項目	点検方法	異常な状態	保守点検作業 参照頁
①散気の状態	目視	・気泡が部分的にしか上がってこない。または上がってこない。 (正常な状態：気泡が左右均一に上がっている。)	・散気バルブの調整。 p9 ・送気管、散気管の点検。 (途中に空気漏れがないか) ・ブロワの点検。 p18 ・散気管の洗浄。 p12
②DOの測定	DO計	・接触ろ床槽上部のDO1.0mg/L未満。 (3mg/L以上が望ましい。)	・ブロワの点検。 p18 ・逆洗、汚泥移送。 p11
③循環エアリフトポンプ	循環水量の測定 汚泥の移送	・循環水量が移送されない。 ・逆洗汚泥が移送されない。 ・循環バルブを調整しても設定水量が得られない。 【標準的な目安】 1日あたりの循環水量が日平均汚水量の2~4倍程度	・循環バルブの調整。 p9 ・送気管、散気管の点検。 (途中に空気漏れはないか) ・ブロワの点検。 p18 ・エアリフトポンプの洗浄 p10 ・循環管の洗浄。 p11
④逆洗の状態	目視	・散気が片側のみにならない。	・散気バルブの確認。 p8 ・送気管、散気管の点検。 (途中に空気漏れがないか) ・ブロワの点検。 p18 ・散気管の洗浄。 p12
⑤発泡	目視	・著しく発生している。 (泡が仕切板を越えている。)	・消泡剤の投入。 p19 ・シーディング。 p14
⑥槽内水の状態	目視	・多量のSSがある。	・逆洗、汚泥移送。 p11 (逆洗操作は点検毎に実施)
⑥水位の上昇	水準目安線から水位までの距離を測定	<汚水が流入していない時> ・水位の上昇が水準目安線から5cmを越えている。 <汚水が流入している時> ・水位の上昇が水準目安線から8cmを越えている。	・放流エアリフトポンプの掃除。 p14 ・放流バルブの閉塞解除。 ・消毒槽オーバーフロー開口の掃除。 ・接触ろ床槽のろ材の閉塞が考えられる。 →閉塞の解消。 p20
⑦接触材の閉塞	目視	・気泡が部分的にしか上がってこない。または気泡が上がってこない。 (正常な状態：気泡が左右均一に上がっている。)	・逆洗、汚泥移送。 p11 ・閉塞の解消。 p20

4) 処理水槽

点検項目	点検方法	異常な状態	保守点検作業 参照頁
①スカムの有無	目視	・スカムが浮上している。	・スカムを夾雑物除去槽へ移送。
②堆積汚泥の状況	透明管の差し込み	・汚泥が堆積している。	・循環エアリフトポンプの動作を確認し、堆積汚泥を夾雑物除去槽へ移送。 p11
③ミジンコの発生	目視	・ミジンコが大量に発生している。	・ミジンコの除去。 p19
④サカマキガイの発生	目視	・サカマキガイが大量に発生している。	・サカマキガイの除去。 p20
⑤透視度の測定 色相の確認	透視度計 目視	・透視度が30度未満である。 ・白濁している。	【考えられる原因】 ・生物処理が性状に機能していない。 →接触ろ床槽の保守作業を行う。 p16 ・ミジンコの大量発生。 →ミジンコの除去。 p19 ・汚泥の堆積。 →循環エアリフトポンプの動作を確認し、堆積汚泥を夾雑物除去槽へ移送。 p11 →逆洗の実施。 p11
⑥pHの測定	pH計	・5.8~8.6の範囲外。	・循環水量の設定確認。 p9 ・使用者に特殊な薬品類を多量に流していないか確認し、流している場合には改善を促す。
⑦槽壁の生物膜の確認	目視	・肥大した生物膜がある。 (厚さ5mm以上。)	・ブラシなどで槽壁を掃除し、自給ポンプまたは循環エアリフトポンプで夾雑物除去槽へ移送。

5) 消毒槽

点検項目	点検方法	異常な状態	保守点検作業 参照頁
①放流エアリフトポンプの状態	目視	・LWL ではないのに揚水しない。	・放流エアリフトポンプの掃除。 ・放流バルブの閉塞解除。 p13 ・ブロワ、送気管の点検。 p18
②オーバーフロー開口	目視	・汚泥や異物が付着。	・汚泥や異物を取り除く。
③薬剤筒の取付状態	目視	・薬剤筒が傾いている。	・正常な位置に取り付け、処理水と消毒剤が効率よく接触できるようにする。
④槽壁の生物膜の確認	目視	・肥大した生物膜がある。(厚さ 5cm 以上。)	・ブラシで槽壁を掃除し、自給ポンプなどで移送。
⑤消毒剤の有無	目視	・消毒剤の減るのが早い。 ・消毒剤が減っていない。	・消毒槽内の残留塩素濃度から判断し、溶解量を調整する。 p14
⑦槽内沈殿物およびスカムの有無	目視	・沈殿物、スカムがあり、放流水に濁りが認められる。	・清掃する。

●消毒剤は残量の多少に関わらず、必ず補充してください。
 ・消毒剤補充時に、誤って槽内に落とさないように慎重に行ってください。
 ・消毒剤が消毒槽以外の槽で溶解すると、浄化槽内の微生物が死滅して処理性能が悪化します。

6) ブロワ

点検項目	異常な状態	保守点検作業 参照頁
①運転状況	・運転が停止している。 ・警報ランプが点滅している。	・電源の確認。 ・ダイヤフラム破損によるオートストッパー作動の場合は修理。
②配管接続部	・空気が漏れている。	・修理する。
③音、振動	・異常な音、振動がある。	・ブロワの足とコンクリート基礎間の隙間が原因であれば 4 本の足が確実に設置するように改善。
④エアフィルタ	・汚れたり、目詰まりしている。	・掃除または交換 ・定期的な交換を推奨。

●ダイヤフラムなどは定期的（使用開始から 12 ヶ月ごと）に交換してください。
 ●エアフィルタは 4 ヶ月毎に清掃し、1 年に 1 回交換してください。



注意 給油厳禁

ダイヤフラム式ブロワには絶対に給油しないでください。

これらの注意を怠ると、器物破損のおそれがあります。

ブロワが故障した場合の処置方法

ブロワが故障した場合には、必ず修理を実施してください。すぐに修理ができない場合は同等性能の代用ブロワを設置し、修理が完了するまで運転してください。

この処置を実施しなかった場合、CE 型は適正な処理機能が発揮できません。

5-5. 異常時の対策(臭気、逆洗、発泡ほか)

1) 臭気対策

浄化槽の中で臭気の発生する恐れのある箇所として嫌気性単位装置(夾雑物除去槽、嫌気ろ床槽)と好気性単位装置(接触ろ床槽)が挙げられます。とくに嫌気ろ床槽は所期の機能を発揮するまで、ある程度の期間を要するため、この間に悪臭が発生する場合があります。この場合は、早期に処理機能を立ち上げるためにシーディングを行うことを推奨します。

また、接触ろ床槽からの悪臭の発生の原因については、種々考えられますが、主に空気不足や有効に生物処理が行われない状態の場合が多く、対策として循環水量を調整して散気風量を増やしたり、シーディング等を行うことが考えられます。

(循環水量の調整に関しては、[p9](#)を参照してください。)

臭気対策について以下に対処例を記します。

臭気対策について

臭気対策としてはいろいろ考えられますが、例として以下の方法を示します。ただし、実際にはその現場での状況によって判断し対応してください。

- (1) 応急的な方法としては、マンホールをパッキン等でシールしてください。
- (2) 家屋内への悪臭の逆流は、浄化槽までの配管に、臭気止めが適切になされていない場合に発生する可能性があります。配管経路の調査を行い、トラップを設けるなどして対処してください。
- (3) 排気筒(臭突)を設置してください。この場合、排気筒の高さを付近の建物の軒先よりも高くし、風向きなども十分考慮して施工を行ってください。
- (4) 接触ろ床槽へシーディングを行ってください。(p14を参照。)

2) 発泡対策

発泡現象は微生物量が少ない使用開始時、散気風量が多い場合、気温と水温の差が大きい場合、多量の洗剤が流入した場合等に起こることがあります。家庭用小型浄化槽の場合、使用開始当初に起こることが多いのですが、ほとんどの場合、ある程度の時間が経過すれば発泡は解消されます。

しかし早期に対策を講じなければならない場合は、消泡剤を使用し消泡を行ってください。さらにシーディングを行い、接触ろ床槽内に微生物を供給し生物処理を円滑に行わせることも発泡の対策になります。また、洗剤が多量に流入している場合は上記の作業のほか、浄化槽管理者(使用者)に洗剤の使用量を適正にしてください。

3) ミジンコなどの発生対策

接触ろ床槽内での処理が順調に行われ、放流水質が良好な場合で、かつ流入 BOD 負荷が低い場合にミジンコ等の大型生物の大量発生が起きることがあります。この場合、接触材やろ材に付着している生物膜を解体し、処理水質を悪化させることがしばしば起こります。この対応策として、次の2種類の方法があります。

(1) 網での除去

- ① 流入水量の少ない時間帯にブロワを1時間程度停止し、水面に浮いてきたところを目の細かい網ですくい除去します。
- ② 経過を観察しながら上記の作業を繰り返します。

(2) 薬品の散布

- ①ブロワを停止します。
- ②ミジンコが水面に浮いてきたところを 0.3%程度の塩素水を少量散布します。(多量に散布すると、他の有用なバクテリアを死滅させて処理性能が悪化するおそれがあるので注意してください。)
- ③ブロワを通常運転に戻します。

4) サカマキガイの発生対策

ミジンコ同様、接触材やろ材に付着している生物膜を解体し、処理水質を悪化させることがしばしば起こります。この対応策の例として下記のような駆除方法があります。

【水中の処理方法の例】

- ①水中でのアンモニアがサカマキガイの駆除に効果が高く比較的安全であるため、入手しやすい硫酸(窒素肥料)、消石灰を用意します。
 - ②硫酸を約 $0.5\text{kg}/\text{m}^3$ 、消石灰をpH8.5を目安に投入します。(消石灰は入れすぎるとpH10~11になるので注意が必要です。)
 - ③1~2日後にアンモニア濃度とpHを測定し、低下している場合は硫酸、消石灰を追加します。
 - ④5~7日後に再度硫酸、消石灰を追加します。
 - ⑤約2週間後にサカマキガイが全く見られなければほぼ終了です。
- ※作業時、有機系塩素剤と消石灰が反応する危険があるので注意が必要です。
※できるだけ流入のない時間帯に行ってください。

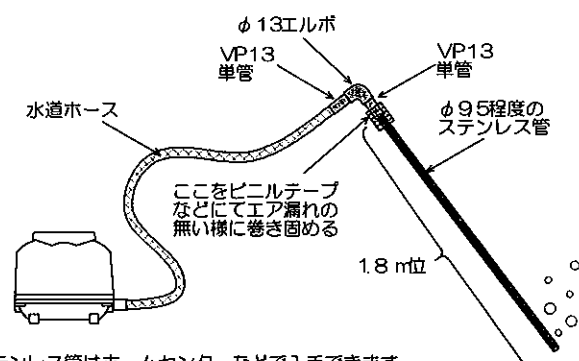
5) ろ床閉塞の解除方法

接触ろ床槽の水位が処理水槽に比べて異常に上昇した場合(接触ろ床槽の閉塞)、あるいは嫌気ろ床槽の水位が嫌気ろ床槽清掃口内の水位より低い場合(嫌気ろ床槽の閉塞)、ろ床の閉塞が発生しています。

下図に示す逆洗パイプを使用して閉塞を解除できます。



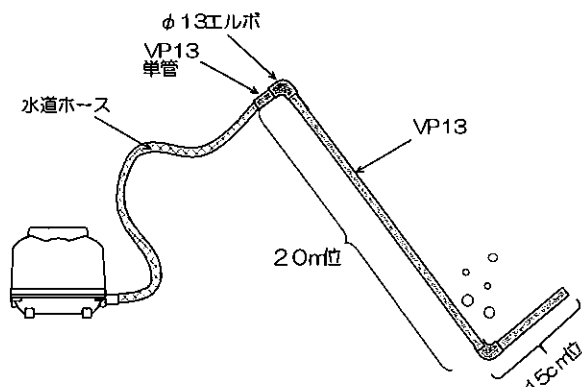
手動逆洗パイプ①の作り方(例)



※ステンレス管はホームセンターなどで入手できます。
(参考価格 SUSφ9.5×L1.820で600円程度)



手動逆洗パイプ②の作り方(例)



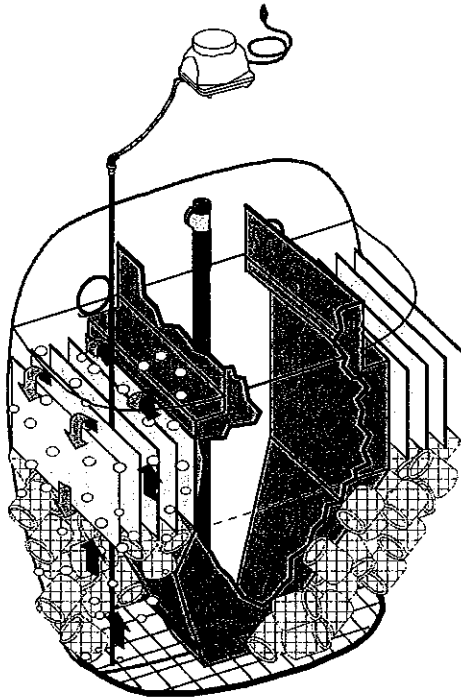
(1) 接触ろ床槽の閉塞

逆洗実施後も閉塞が解消されない場合は、次の作業を行ってください。

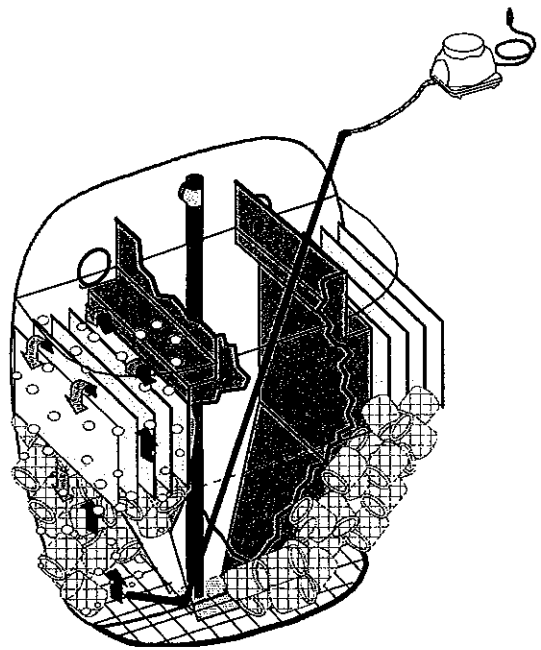
1) 手動逆洗作業

作業①: 手動逆洗パイプ①をろ床にさし込み、直接空気逆洗を行ってください。

作業②: 手動逆洗パイプ②を処理水槽にさし込み、ろ床底部より、空気逆洗を行ってください。



<作業①の概略図>



<作業②の概略図>

(2) 嫌気ろ床槽の閉塞

1) ガス抜き作業

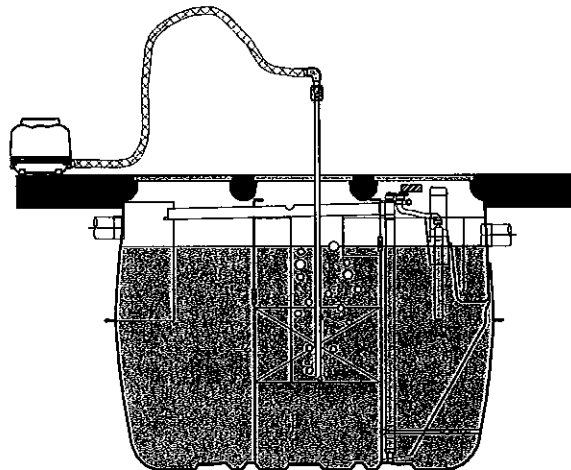
- ①VP13 単管などで、ろ床の閉塞が起こっている部分にさし込んでください。
- ②ろ床全体をさし、ろ床間に溜まっているガス抜きを行ってください。
- ③閉塞が解除されたか、確認をしてください。

2) 手動逆洗作業

- ①上記 1) のガス抜き作業で閉塞が解除されない場合、手動逆洗作業を行ってください。
- ②下図のように手動逆洗パイプをろ床にさし込み、直接空気逆洗を行ってください。この時、底部汚泥を荒らさないように注意してください。

【参考：嫌気ろ床槽 水面からろ材底部までの位置】

- CE-5 → 730mm
- CE-7 → 810mm
- CE-10 → 1,000mm



<嫌気ろ床槽 手動逆洗作業の概略図>

6. 清掃について

6-1. 清掃時期の目安

清掃は通常の使用状態において1年に1回以上行うよう定められていますが、清掃時期の目安は以下のような状態になったときです。

- 1) 微生物に対して毒性を有する物質の流入が認められ生物処理が困難と認められるとき。
- 2) 夾雑物除去槽のスカム及び底部堆積汚泥が著しく厚くなったとき。
- 3) 槽内の水位の著しい上昇、あるいは上昇した形跡が認められたとき。
- 4) 嫌気ろ床槽にスカムが多量に発生していることが認められ、多量の固形物が接触ろ床槽へ流出することが認められたとき。
- 5) 嫌気ろ床槽の底部汚泥面がろ材架台（受け面）まで達し、汚泥の流出が認められたとき。
- 6) 接触ろ床槽内に多量のSS分が発生し、汚泥の移送作業を行っても減少しないとき。

6-2. 清掃の手順

1) 前作業

各单位装置の清掃の前に以下の作業を行います。

- (1) コンセントからプラグをはずして、プロワの運転を停止してください。
- (2) 流入管（バッフル）、流出管（バッフル）の付着物を除去してください。
- (3) 清掃前に接触ろ床槽の浮遊物や処理水槽のスカム、汚泥は夾雑物除去槽へ移送してください。

2) 嫌気ろ床槽スカム、ろ床上部堆積汚泥引き出し

嫌気ろ床槽のスカムを棒などで砕きながら、サクシオンホースで引き出してください。

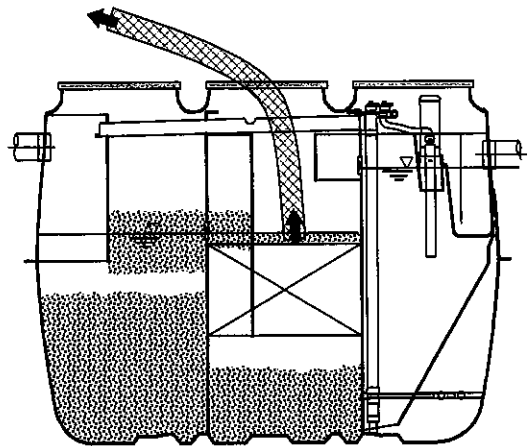
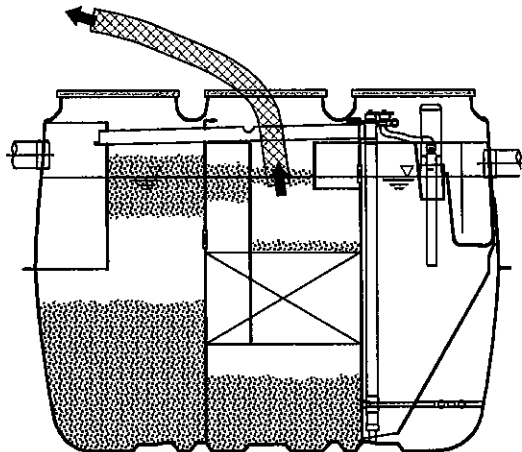


注意

先に夾雑物除去槽の汚泥を引き出すと、同時に嫌気ろ床槽の水位も低下し、ろ床上部のスカムがろ床内に入り込んでしまい、閉塞の原因となることがあります。必ず嫌気ろ床槽上部のスカム、汚泥を一番最初に引き抜いてください。

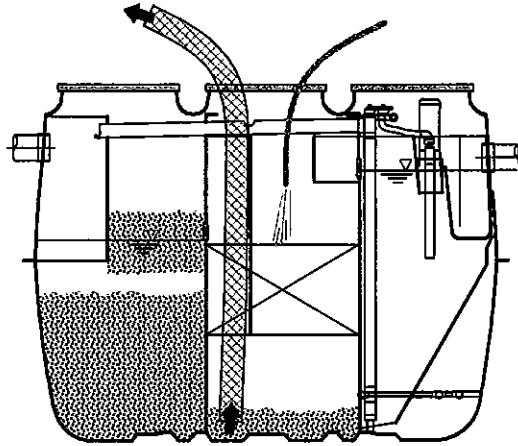
① 嫌気ろ床槽のスカムを引き出す

② ろ床上部の汚泥を引き出す



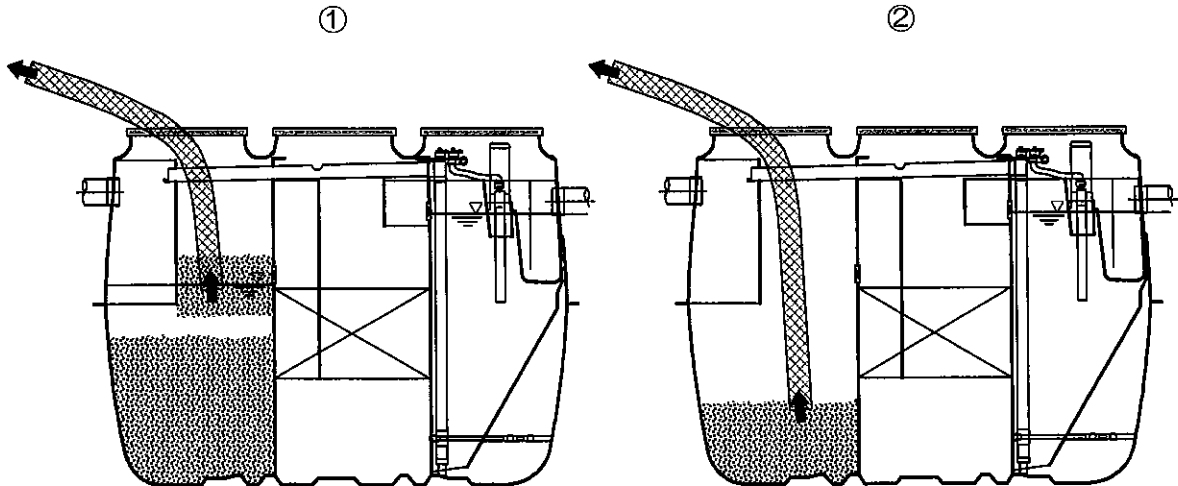
3) 嫌気ろ床槽底部汚泥引き出し [汚泥等を全量引き出してください]

清掃口にサクシオンホースを底部まで挿入し、ろ材の中および槽の内壁に付着している汚泥を圧力水等で洗浄しながら槽底部の汚泥を全量引き出します。



4) 夾雑物除去槽 [汚泥、スカム等を全量引き出してください。]

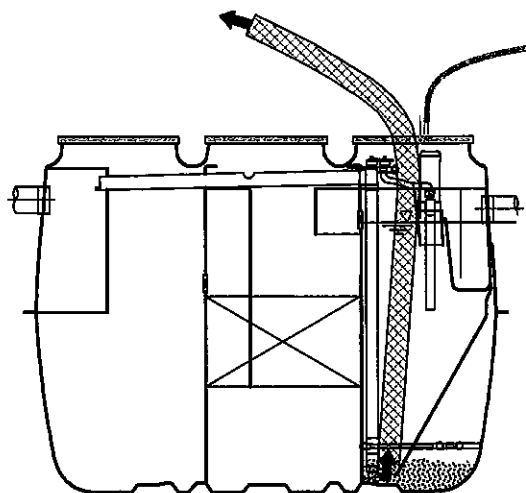
- (1) スカムを棒などで碎きながら、サクシオンホースで引き出してください。
- (2) サクシオンホースを槽底部に挿入し、汚泥を全量引き出してください。



5) 接触ろ床槽の清掃

通常、清掃は必要ありませんが、清掃の必要が生じた場合は処理水槽より槽内水の引抜を行います。処理水槽にサクシオンホースを底部まで挿入し、接触ろ床槽の接触材、ろ材および槽の内壁に付着している生物膜を圧力水等で洗浄しながら槽底部より引き出します。

なお、接触ろ床槽と処理水槽は底部でつながっているため、処理水槽を引き抜くことで同時に接触ろ床槽の水位も低下します。



6) 後作業

清掃が終わったら、槽内に規定水位（水準目安線）まで水を張ります。

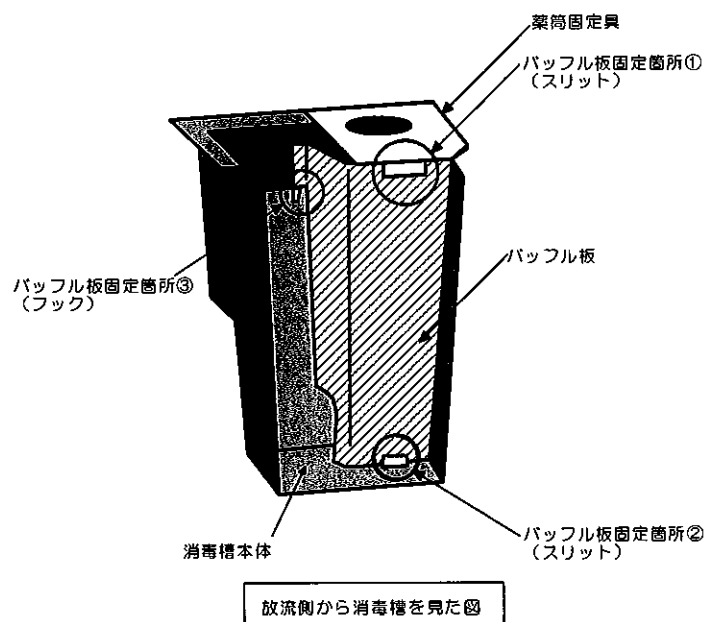
水張り後、プラグの警報ランプを手前になるようにしてコンセントに差し込んで、プロワの運転を開始してください。

7) その他の注意事項

消毒槽の清掃を行なう場合、バッフル板にサクシオンホースが引っかかり、バッフル板が外れる場合があります。バッフル板が外れた場合は、下記の要領で再度取付を行ってください。

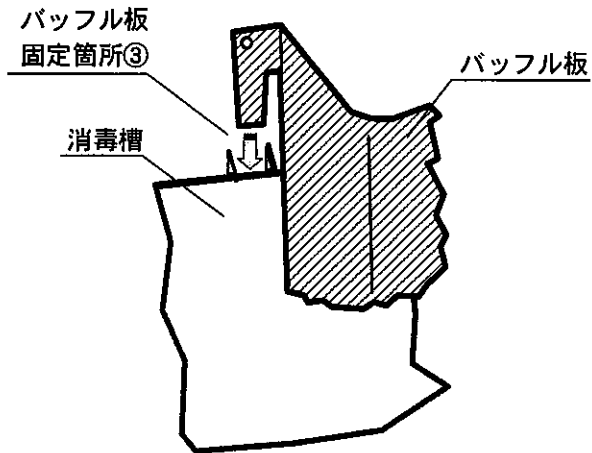
右図にバッフル板の取付状況を示します。

バッフル板は右図に示すバッフル板固定箇所①～③で固定されています。バッフル板の再取付はバッフル板固定箇所を③→②→①の順番で固定していきます。

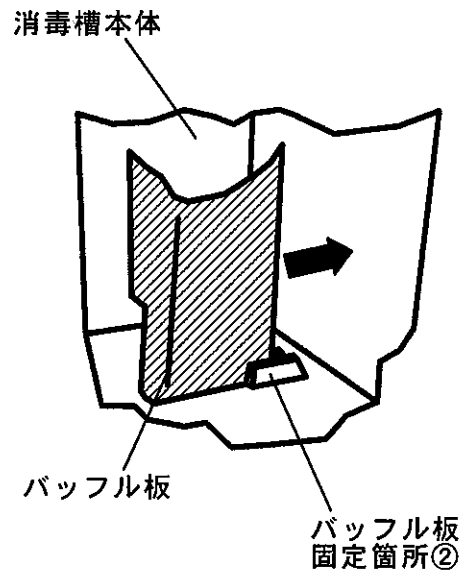


消毒槽バッフル板組み付け方法

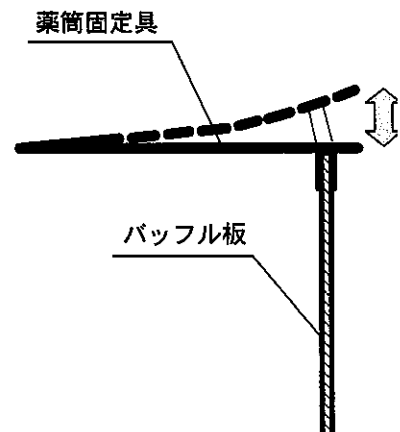
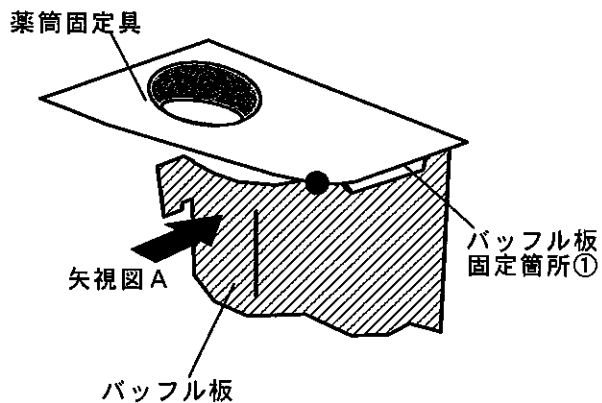
(1) バッフル板を消毒槽のバッフル板固定箇所③に引っかけます。



(2) バッフル板を消毒槽底部のバッフル板固定箇所②に差し込みます。差し込んだ後、矢印の方向にバッフル板を押し、消毒槽の側面に当てます。



(3) 薬筒固定具を黒丸の箇所で軽く持ち上げ、バッフル板をバッフル板固定箇所①に差し込みます。



7. アフターサービスについて

7-1. 保証期間と保証の範囲

1) 保証期間

- (1) 槽本体：使用開始日より3カ年
- (2) プロウなど：使用開始日より1カ年

2) 保証の範囲

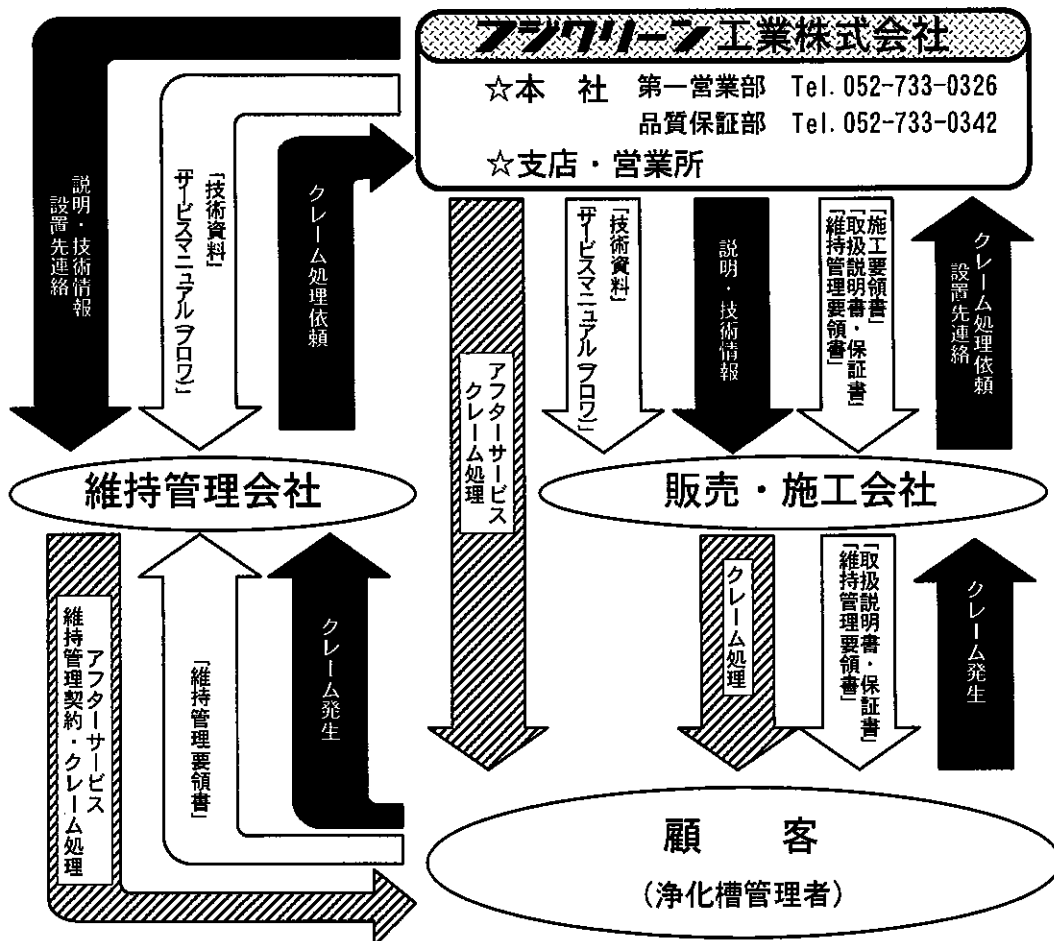
浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが、製造上の責任に依って構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。

なお、離島及び離島に準ずる遠隔地へのお出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償といたします。

- (1) 消耗部品（消毒剤、プロウのダイヤフラム、エアフィルタなど）
- (2) 適切な維持管理契約がなされていない時
- (3) 適切な工事がなされていない時
- (4) 改造や不適切な修理による故障または損傷
- (5) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
- (6) 重車両の通行・振動による故障または破損
- (7) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
- (8) その他取扱いが不相当であった場合

7-2. サービス体制



家庭用小型浄化槽の保守点検記録票

都道府県コード

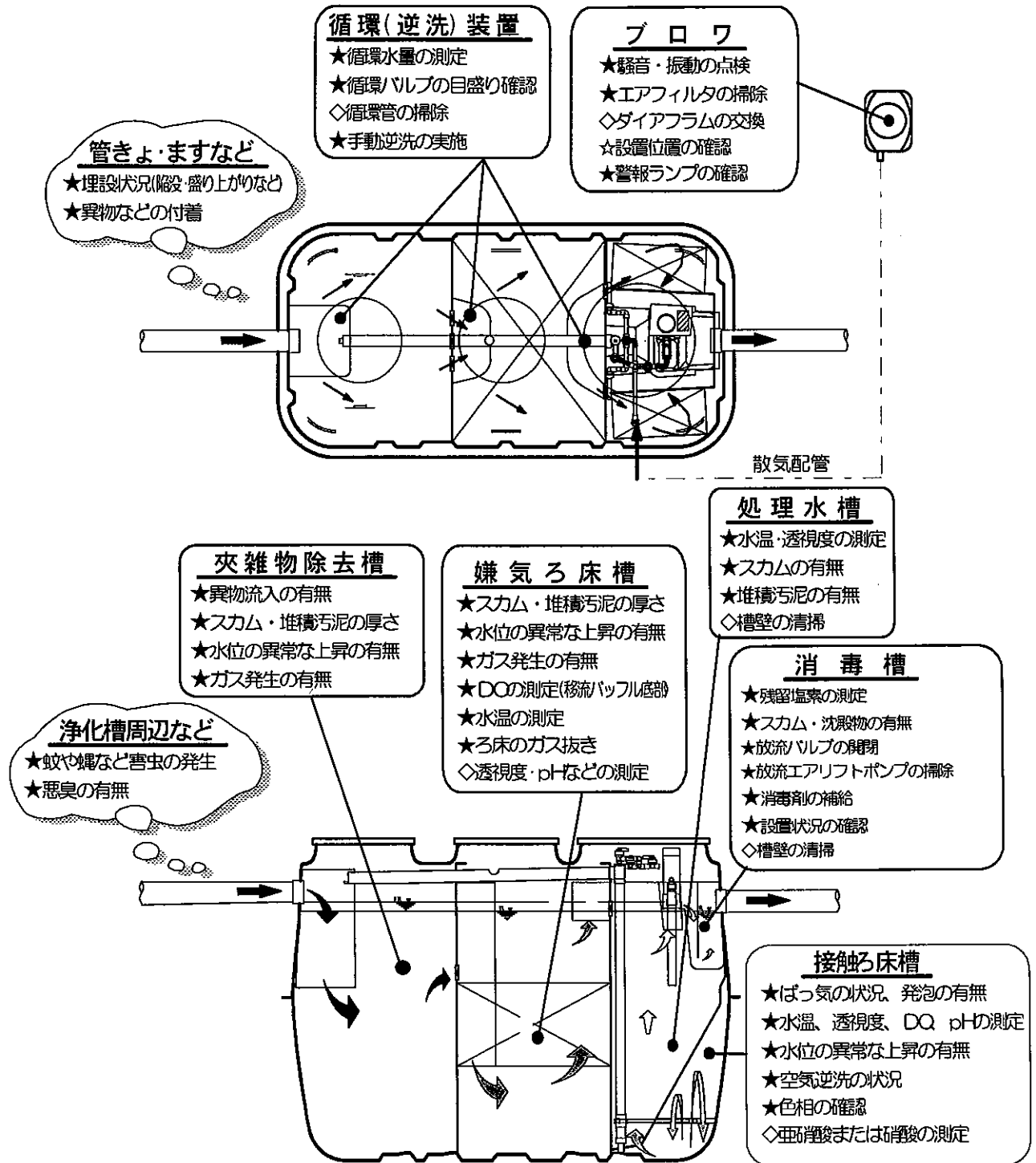
検印

保守点検の日時： 年 月 日 AM・PM() 管理No.

浄化槽の使用者名：		住所：							
浄化槽の管理者名：		巡回用件：定期・契約・要請・その他()							
メーカー・型式・処理方式： フジクリーンCE型 接触ろ床方式	処理対象人員：	人	前回水道メータ値：	m ³					
	実使用人員：	人	今回水道メータ値：	m ³ (m ³ /日)					
天候：(晴・曇・雨・雪)、気温：℃		法定検査：無・有(年 月)		定期清掃：予定年月(年 月)					
1. 全般的な点検									
悪臭：浄化槽周辺の悪臭 (無・有)				使用規則の遵守：異物の流入(無・有)					
害虫：蚊・はえ等の発生状況(無・有)				騒音・振動：騒音(無・有), 振動(無・有)					
2. 管渠の点検									
流入管渠	点検弁の蓋の密閉状況(良・不良)			滞水(無・有)					
放流管渠	異物等の堆積又は付着(無・有)			漏水(無・有)					
放流管渠	異物等の堆積又は付着(無・有)			滞水(無・有)			漏水(無・有)		
3. 水質に関する測定									
検水箇所	外観	臭気	水温	透視度	pH	DO	残留塩素	アンモニア	硝酸亜硝酸
夾雑物除去槽	良・不良	無・微・有	(℃)	(cm)	()	(mg/L)	—	—	—
嫌気ろ床槽	良・不良	無・微・有	℃	(cm)	()	(mg/L)	—	—	—
接触ろ床槽	良・不良	無・微・有	℃	(cm)	—	mg/L	—	—	—
処理水槽内水	良・不良	無・微・有	℃	cm	—	mg/L	—	—	—
消毒槽内水	良・不良	無・微・有	—	—	—	—	mg/L	—	—
<その他の分析結果>									
注) 1.()内は、処理水の透視度が20cm以下のときに測定する。 2.第2槽以降ではミジンコの有無も確認すること。 3.臭気有りの場合はその特徴を記入する。(a:下水臭 b:尿臭 c:腐敗臭 d:カビ臭 e:その他)									
4. 単位装置の点検									
夾雑物除去槽	異常な水位の上昇(無・有 cm)			ガスの発生(無・有)					
嫌気ろ床槽	スカムの生成状況(無・有 cm)			汚泥の堆積(無・有 cm)					
接触ろ床槽	異常な水位の上昇(無・有 cm)			ガスの発生(無・有)					
循環水	スカムの生成状況(無・有 cm)			汚泥の堆積(無・有 cm)					
処理水	異常な水位の上昇(無・有 cm)			ばっ気気泡の状況(良・不良)					
消毒槽	泡の発生(無・少・多)			循環水量(良・不良)実測値： L/min					
フ	循環水量(無・有 cm)			循環バルブ設定位置：					
口	スカムの生成状況(無・有 cm)			堆積汚泥(無・有 cm)					
ワ	処理水との接触状況(良・不良)			消毒剤の残留量()錠, 補給量()錠					
	沈殿物の状況(無・有)			消毒剤の名称()					
	型式：			作動状況(良・不良)					
5. 点検結果及び処置									
流入管渠・放流管渠	清掃(不要・要：流入管渠・放流管渠)								
夾雑物除去槽	清掃(不要・要)			スカム粉碎(実施・未実施)					
嫌気ろ床槽	清掃(不要・要)			汚泥の移送(実施・未実施)					
接触ろ床槽	空気逆流(実施・未実施)								
循環装置	散気状態(良・不良)			散気管の洗浄(実施・未実施)					
処理水	逆洗(実施・未実施)			注) 逆洗操作及び剥離汚泥移送操作は点検毎に実施					
消毒槽	循環水量の調整(実施：バルブ位置 L/min, m ³ /日・未実施)			移送(循環)管内の掃除(実施・未実施)					
フ	スカムの移送(実施・未実施)			エアリフトポンプの掃除(実施・未実施)					
口	清掃(不要・要)			堆積汚泥の移送(実施・未実施)					
ワ	放流バルブの開閉(実施・未実施)			放流エアリフトポンプの掃除(実施・未実施)					
	エアフィルタの掃除(実施・未実施)			薬筒の掃除(実施・未実施)					
	ダイアフラムの交換(不要・要：実施・未実施)								
その他	修理：(不要・要：具体的内容)								
	改善工事：(不要・要：具体的内容)								
所見及び管理者への連絡事項									
住所：					TEL： (緊急時：)				
会社名：					印 (保守点検業登録番号：)				
保守点検担当者名：					(浄化槽管理士番号：)				

#保守点検記録表

フジクリーンCE型の保守点検箇所



[点検頻度の目安]

- ★：保守点検の都度、毎回行う項目
- ☆：使用開始直前に行う項目
- ◇：適宜行う項目（処理性能が低下しているとき、清掃時期が近づいているときなど）

フジクリーン CE型 清掃のチェックリスト

・CE型の清掃は、毎年1回以上行ってください。但し、毎年1回以外にも「夾雑物除去槽」、「嫌気ろ床槽」の汚泥堆積状況等により浄化槽

の機能に支障が生ずるおそれがある場合には、清掃を速やかに行う必要があります。

・清掃は、「夾雑物除去槽」、「嫌気ろ床槽」ともスカムや汚泥等を全量引き出します。

・清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することができます。

・このチェックリストには、清掃作業の手順および留意事項を記載していますので、清掃前に清掃業者の方へお渡し下さい。

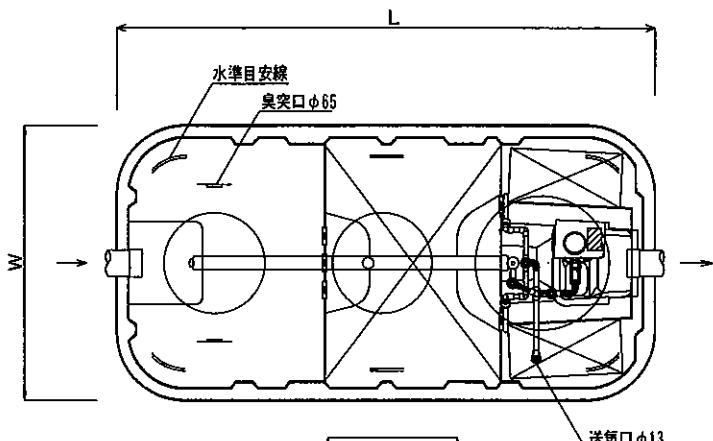
(第4回目の清掃以降も、清掃作業の手順書として清掃業者の方へお見せください。)

お名前	浄化槽の型式	フジクリーン CE- 型		
ご住所				
チェック項目	留意事項	チェック欄		
		1回目	2回目	3回目
1. 夾雑物除去槽				
スカム等浮上物を全量引き出す。				
サクシヨンホースを挿入し、槽底部に堆積している汚泥等を全量引き出す。				
槽内を水道水等で洗浄しながら槽底部より洗浄水を全量引き出す。	洗浄の終了は目視により夾雑物が完全に除去された時点とする。			
槽内の変形および破損の有無を確認する。	洗浄および引き出し終了後、流入パツフルや仕切板の変形等、破損の有無を確認する。			
水道水や生活排水で規定水位(水準目安線)まで水を張る。	浄化槽使用者の方に、浴槽水や洗濯排水を流していただいてもよい。			
2. 嫌気ろ床槽				
スカム等浮上物を全量引き出す。				
ろ材押さえ面上に堆積している汚泥を全量引き出す。	槽底部の汚泥を引き抜く前に行う。			
清掃孔にサクシヨンホースを挿入し、槽底部より洗浄水を全量引き出す。				
槽内の変形および破損の有無を確認する。	洗浄および引き出し終了後、ろ材押さえ、移流パツフルや仕切板の変形等、破損の有無を確認する。			
水道水や生活排水で規定水位(水準目安線)まで水を張る。	浄化槽使用者の方に、浴槽水や洗濯排水を流していただいてもよい。			
清掃汚泥量(m ³)				

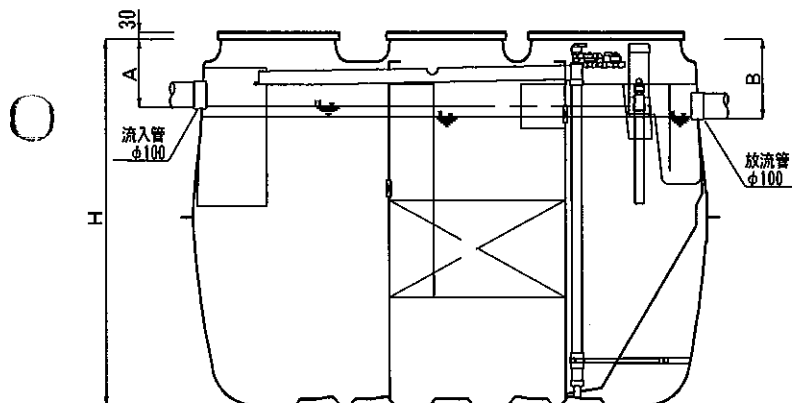
第1回目	平成	年	月	日	清掃業者のお名前(業者名)
第2回目	平成	年	月	日	清掃業者のお名前(業者名)
第3回目	平成	年	月	日	清掃業者のお名前(業者名)

#清掃チェックリスト

CE 型 構造図・仕様表



水平断面図



縦断面図

注意 表中の寸法は本体の板厚が含まれています。実際の配管工事は 20mm~30mm 程度の余裕を持って行ってください。

■仕様表 (有効容量：m³)

型 式	CE-5	CE-7	CE-10	
処理対象人員(人)	5	7	10	
有効容量	夾雑物除去槽	0.749	1.048	1.502
	嫌気ろ床槽	0.751	1.052	1.498
	接触ろ床槽	0.380	0.482	0.687
	処理水槽	0.168	0.237	0.339
	消毒槽	0.015	0.015	0.021
総容量	2.063	2.834	4.047	
目安重量(kg)	180	210	320	

■寸法表 (単位：mm)

型 式	CE-5	CE-7	CE-10
最大横巾：W	1,110	1,250	1,440
最大縦巾：L	2,160	2,460	2,510
全 高：H	1,570	1,670	1,870
流入管底：A	310		
放流管底：B	360		
流入、放流管径	φ100		
マンホール：m1	φ450		
マンホール：m2	φ450		
マンホール：m3	φ450	φ600	

■プロワ（送風機）仕様表

処理対象人員	5人	7、10人
型 式	MAC60NA	MAC80NA
吐出風量※	60L/min	80L/min
常用圧力	15kPa	15kPa
吐出口径	13A	13A
定格電圧	AC100V	AC100V
周 波 数	50/60Hz	50/60Hz
消費電力(50/60Hz)	47/47W	54/54W
定格電流※	1.5A	1.5A
重 量	約 5.0kg	約 5.0kg

※吐出風量および消費電力は、常用圧力・定格電圧時の特性値を示します。

※定格電流値は参考値です。使用条件で異なります。

維持管理要領書



美しい水を守る

フジクリーン工業株式会社

本社/名古屋市千種区今池4丁目1番4号 〒464-8613 <http://www.fujiclean.co.jp/>
 <第一営業部> Tel. (052)733-0326 <品質保証部> Tel. (052)733-0342

フジクリーンサービス網

区分	名称	Tel.	区分	名称	Tel.
北海道 東北	札幌支店	(011)882-1222	東海	岐阜営業所	(058)274-1011
	東北支店	(0223)24-4122		四日市営業所	(059)339-2634
	青森営業所	(017)766-8171		津営業所	(059)235-4631
	秋田営業所	(018)865-0748		愛知フジクリーン(株) 本社	(0566)81-1122
	山形営業所	(023)631-7199		〃 名古屋支店	(052)612-8271
	古川営業所	(0229)28-3313	〃 豊橋支店	(0532)88-5871	
	仙南営業所	(0223)24-4146	〃 尾張営業所	(0568)26-6333	
	福島営業所	(024)553-7390	近畿	大阪支店	(06)6396-6166
	郡山営業所	(024)944-7780		阪奈営業所	(0742)61-8401
	(株)フジクリーン青森	(017)761-1711		和歌山営業所	(073)422-3634
フジクリーン岩手(株)	(019)684-6363	滋賀フジクリーン(株)		(077)553-3115	
		兵庫フジクリーン(株)		(0797)81-1685	
関東	東京支店	(03)3288-4511	四中国国	広島営業所	(082)843-3315
	宇都宮営業所	(028)647-0055		鳥取営業所	(0858)37-4770
	埼玉営業所	(048)851-6811		松江営業所	(0852)22-4086
	茨城営業所	(029)839-2271		高松営業所	(087)815-0682
	群馬営業所	(027)327-5611		松山営業所	(089)967-6123
	太田営業所	(0276)49-1963		高知営業所	(088)837-8021
	千葉営業所	(043)206-5171		岡山フジクリーン(株) 本社	(086)243-8881
	成田営業所	(0476)23-2122		〃 津山営業所	(0868)28-5700
	(株)フジクリーン茨城	(029)254-7777		フジクリーンシマナ(株)	(0852)24-3952
	入間フジクリーン(株)	(042)556-2862		フジクリーン山口(株) 本社	(083)973-0788
(株)正徳フジクリーン	(03)3376-2374	〃 岩国営業所	(0827)43-1118		
中央フジクリーン(株) 本社	(042)625-8575	〃 下関営業所	(0832)63-3718		
〃 横浜営業所	(045)341-2761	九州	福岡支店	(092)441-0222	
〃 秦野営業所	(0463)75-4152		福岡営業所	(092)441-0222	
〃 神奈川営業所	(0467)74-3935		佐賀営業所	(0952)31-9151	
山梨営業所	(055)275-9300		熊本営業所	(096)387-3521	
松本営業所	(0263)27-2080		大分営業所	(097)558-5135	
新潟営業所	(025)271-8668		中津営業所	(0979)24-6937	
富山営業所	(076)429-7461		宮崎営業所	(0985)32-3064	
北陸営業所	(076)240-0170		鹿児島営業所	(099)257-3501	
福井営業所	(0776)35-0631		川内営業所	(0996)27-2905	
新潟フジクリーン(株) 本社	(0258)36-1871		国分営業所	(0995)42-8422	
〃 上越支店	(025)545-1033	鹿屋営業所	(0994)43-4437		
北陸フジクリーン(株) 本社	(076)429-4170	フジクリーンク留米(株)	(0942)44-4777		
〃 金沢営業所	(076)240-0141	フジクリーン長崎(株)	(095)849-1811		
フジクリーン福井(株)	(0776)34-7123				
東海	名古屋支店	(052)733-0250			
	沼津営業所	(055)924-0064			
	静岡営業所	(054)286-4145			
	浜松営業所	(053)465-4358			

(平成20年8月1日現在)

※名称・電話番号は変更する場合がありますのでご了承ください。